平成２６年１１月２７日
選挙管理委員会事務局

政治家の寄附禁止ＰＲ強化期間について

政治家が、選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されています。
また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。

選挙管理委員会では、平成 26 年 12 月から平成 27 年 1 月までの 2 か月間を**「寄附禁止ＰＲ強化期間」**とし、そのルールの周知に向けた取組を行います。

【実施期間】平成２６年１２月１日(月)から
平成２７年１月３１日(土)まで

〈寄附禁止ＰＲのバナー（都公式ホームページに掲載）〉

実 施 内 容	詳　細　事　項
ポスター・リーフレット等の配布	・区市町村選挙管理委員会を通じた掲出及び配付 ポスター リーフレット Ｑ＆Ａ
ポスターの掲示	・都各局及び区市町村の掲示板 ・町会・商店街等の掲示板 ・新宿駅西口地下コンコース掲示板(2 箇所)
大型ビジョン等放映	・新宿駅西口広場電光掲示板（ＴＩＳサイネージ） ・都庁行事案内表示（第一本庁舎、第二本庁舎及び都議会議事堂１階正面入口外側、第一本庁舎１階都民ロビー）
テレビ・ラジオ放送	・都提供番組で情報提供
広報紙掲載	・広報東京都（12 月号）に記事を掲載
ホームページ掲載	・東京都公式ホームページにバナーを掲載 ・東京都選挙管理委員会のホームページによる情報提供
他県・他市との連携	・3 県（埼玉県・千葉県・神奈川県）5 市（さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・相模原市）と連携して寄附禁止ＰＲを実施